

2019.4・5月合併号 第400号

月刊 くらしの赤信号

発行 枚方市立消費生活センター

〒573-0032 枚方市岡東町12番3-202号

ひらかたサンプラザ3号館2階 TEL&FAX 072・844・2433

＜相談受付＞ ☎ 188(いやや!)
☎ 072・844・2431

午前9時30分～午後4時30分(土・日・祝日、年末年始除く)

困ったら
ご相談を!

枚方市立消費生活センターは、京阪電車枚方市駅東改札口を出て、右に徒歩1分の場所にあります。

アポ電



詐欺グループ
強盗グループ

①銀行員を名乗って…

新元号に変わるので、キャッシュカードも変わる。5分後に取りに行くので、暗証番号を教えてください。

②テレビの制作会社を名乗って…

テレビ番組を作成するにあたり、アンケート調査をしている。所得は500万円より上か。

③消防署職員を名乗って…

災害時にすぐ救助できるよう確認している。一人暮らしか。

④自治体職員を名乗って…

還付金がある。手続きのため、取引銀行と口座番号を教えてください。あわせて、家族構成や口座の残高も確認したい。

アポ電後に起きる犯罪

窃盗

キャッシュカードをすり替える

詐欺

キャッシュカードや現金をだまし取る

強盗

緊縛して現金などを奪う



留守に
しています

留守番電話機の活用

その電話、「アポ電」かも?
「知らない番号からの電話」にご注意!

※「アポ電」とは、公的機関や実在する企業名、親族等をかたり、家族構成や資産状況を聞き出したり、所在確認をしようとする不審な電話のことです。事前に電話確認することから「アポ電」(アポイントメント電話)と呼ばれている。

アドバイス

1. 「知らない番号からの電話」に出るのは慎重に

知らない番号からの電話は、「アポ電」など不審な電話の恐れがあります。着信番号通知機能や留守番電話機能などの録音機能を活用し、誰からの電話かわかってから電話に出るようにしましょう。また、家族など親族を名乗る電話はいったん切って、後ほど親族に掛けなおしましょう。

2. あやしいと思ったらすぐに電話を切りましょう

電話で会話をしているうちに、家族構成や資産状況等の個人情報知られてしまう場合があります。心当たりのない電話に思わず出てしまった場合には、名前や家族構成、資産状況などを聞かれても決して答えず、すぐに電話を切るようにしましょう。

3. すぐに警察や消費生活センター等に相談を

不審な電話があった場合は、お早めに警察(☎9110)や消費生活センター(188)へ相談しましょう。



※即位日等休日法の施行に伴う大型連休の影響により、今号は4・5月合併号とさせていただきます。次号(6月号)のくらしの赤信号は、6月14日(金)に発行予定です。

*「くらしの赤信号」は、くらしのリーダーをはじめ市民ボランティアの方々のご協力で配布しています。

クーリング・オフってなに？

「クーリング・オフ」とは、特定商取引法やその他の法律に定められた消費者を守る特別な制度です。消費者が訪問販売などの不意打ち的な取引で契約したり、マルチ商法などの複雑でリスクが高い特定の取引で契約した場合に、**一定期間であれば無条件で、一方的に契約を解除できる制度**です。

●クーリング・オフのポイント

- ・法で定められた契約書の書面を受け取った日から**8日以内**です。
(マルチ商法、内職・モニター商法は**20日以内**)
- ・以下の記載例のようにハガキを書いて、両面をコピーし保管してください。
- ・証拠が残るように、郵便局で「特定記録郵便」で送付してください。
(特定記録料金が別にかかります)
- ・クレジット契約をしている場合には、信販会社にも同内容のハガキを書いて送付してください。



※クーリング・オフできる取引は法令で定められています。詳しくは右のQRコードか、以下のURLからご覧いただけます。<http://www.no-trouble.go.jp/> (消費者庁ホームページ「特定商取引法ガイド」につながります。)



クーリング・オフ通知はがきの書き方

契約(申し込み)解除通知書	郵便はがき	チェックポイント
■契約(申込)日 ○年○月○日 ■商品・役務名 ○○○○ ■契約金額 <u>○○○○円</u> ■販売会社名 ○○○株式会社 (担当者名) ○○氏 上記の契約を解除します。 申し出日 ○年○月○日 (契約者) 住所 枚方市○○町○丁目○番地 氏名 枚方 太郎	郵便はがき □□□-□□□□ ○○市○○町○丁目○番地 ○○株式会社 代表者様	□書面に必要事項を書きましたか？ □通知書面を両面コピーしましたか？ □郵便局の窓口で「特定記録郵便」で送りましたか？ □クレジット契約をしている場合、信販会社にも送りましたか？ □関係書類は保管しましたか？

●5月は消費者月間！消費生活セミナーのご案内

「考えよう！子育て世代のライフプラン」講師：金融広報アドバイザー

日時：5月31日(金) 10時30分～正午

「おやつにまつわるエトセトラ」講師：カルビー株式会社 社員

日時：6月7日(金) 10時30分～正午

場所：両日とも消費生活センター 研修室

※詳しくは、広報ひらかた5月号や、配布中のチラシをご確認ください。

●「石けんキャンペーン & 廃油(食用)回収予定」

日時：5月21日(火)

10時30分～正午

場所：市役所本館北側(電話ボックス前)

※家庭用食品廃油のみ回収

※容器はお持ち帰りいただきます。



●即位日等休日法の施行に伴う大型連休への対応について

大型連休中、枚方市立消費生活センターは閉所していますが、消費生活相談に関しましては、「**消費者ホットライン188(いやや!!)**」にて受け付けています。お困りの際はご利用ください。

なお、大型連休中は**クーリング・オフ通知はがき**を**当センター入口付近に設置**していますので、ご自由にお持ち帰りください。



※『消費者ホットライン』は、全国共通の電話番号(188)で、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在や連絡先をご存知でない方に、お近くの消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。